

第4章

国民と共にある外交

第1節	世界とのつながりを深める日本社会と日本人	266
第2節	海外における日本人への支援	281
第3節	国民の支持を得て進める外交	292

第1節

世界とのつながりを深める 日本社会と日本人

1 外国人の活力を日本の成長につなげる取組

(1) 成長戦略とビザ（査証）緩和

2019年の訪日外国人は約3,188万人に達し、過去最高を記録した。訪日外国人数について、日本政府は、2016年3月末の「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人という新たな目標を設定した。このビジョンでは、潜在的に観光客誘致の大きな市場である20か国・地域の中で、訪日に際してビザの取得が必要な中国、ロシア、インド、フィリピン及びベトナムの5か国に対し戦略的にビザ緩和を実施していくことが示された。これらを踏まえ、外務省は2019年においても、人的交流の促進や二国間関係の強化などの観点からビザ緩和を実施した。具体的には、1月1日にインド向け数次ビザの申請書類の簡素化、発給対象者の拡大、中国向けビザの緩和、香港DI¹（旅券に相当）及びマカオ旅行証所持者に対する数次ビザの導入、セントクリストファー・ネービス向け数次ビザの緩和、2月1日にコロンビア向け数次ビザの導入、4月1日にカタール向け数次ビザの緩和、8月1日にラオス向け数次ビザの緩和、また9月1日にロシア向けビザの緩和を実施し

た。このほか、リトアニアとの間でワーキング・ホリデー制度を開始した。

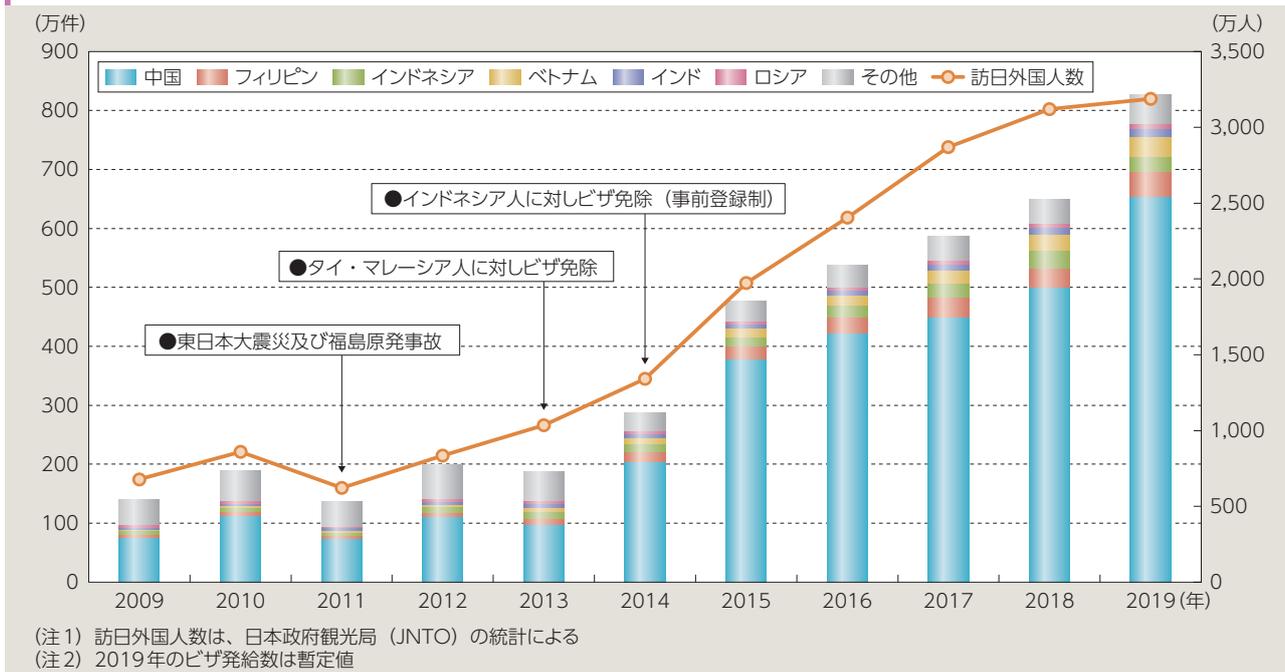
このようなビザ緩和は、人的交流の促進や日本経済の成長に一定の効果が見込まれ、その一層の拡大が期待されている。一方、犯罪者や不法就労を目的とする者、又は人身取引の被害者となり得る者などの入国を未然に防止するため、水際対策の一環としてビザ審査の厳格化も行っている。外務省としては、「世界一安全な日本」を維持しつつ訪日外国人を増やすとともに、富裕層、リピーター及び若年層の誘客など、質量両面で観光立国に貢献していくことを目指し、二国間関係、外交上の意義などを総合的に勘案し、水際対策とのバランスを考慮しつつ今後もビザの緩和に取り組んでいくこととしている。

(2) 外国人受入れ・社会統合をめぐる取組

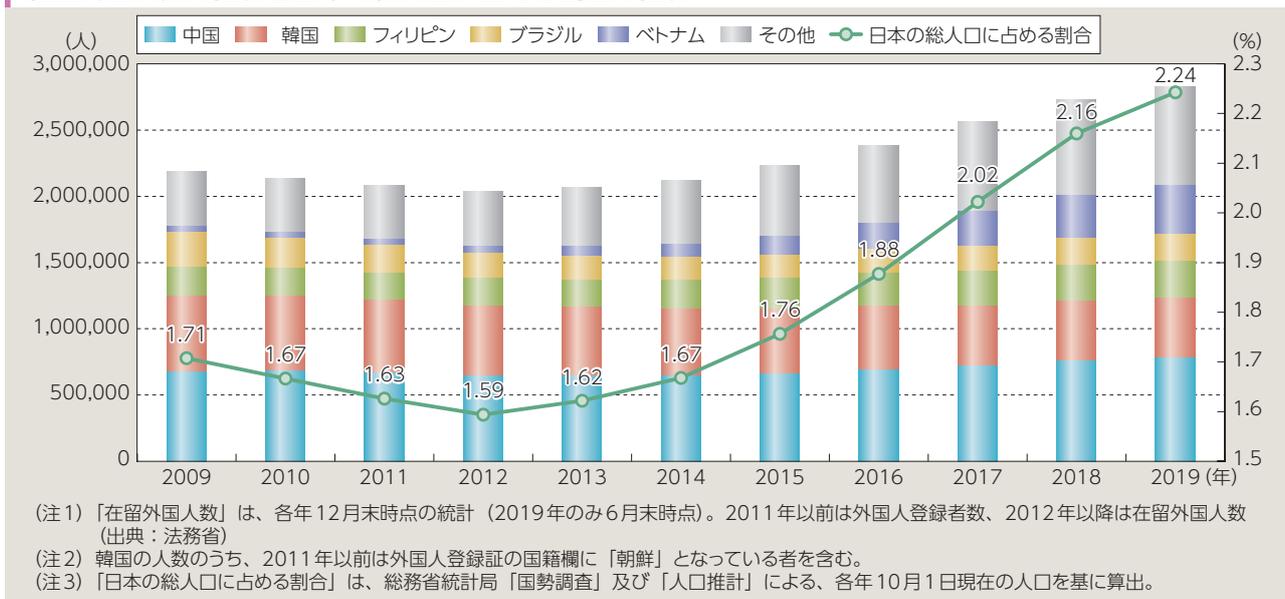
2008年のリーマン・ショックを契機に、日本に長期滞在する外国人の数は減少傾向にあったが、2012年を境に増加傾向に転じている。少子高齢化や人口減少が進行しつつある中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、有能な人材を国内外を問わず確保することが重要である。2018年12月に出入国管理及び難民認定法が改正され、2019年

1 Document of Identity for Visa Purposes

ビザ発給数と訪日外国人数の推移



在留外国人数の推移と日本の総人口に占める割合の推移



4月から在留資格「特定技能」による外国人材の受入れ²も開始されており、今後、日本に滞在する有能な外国人がますます増えていくことが予想される。

外務省は、外国人の人権面にも配慮しつつ、こうした一連の施策を、関係省庁と協力して推進している。その一環で、「外国人の受入れと

社会統合のための国際フォーラム」を開催し、具体的課題や取組について国民参加型の議論の活性化に努めている。10月に開催した同フォーラム（外務省と国際移住機関（IOM³）の共催）では、「地域社会における外国人の円滑な受入れ」をテーマに、外国人の円滑な受入れの在り方について議論を行った。

² 2019年は以下の国々との間で、在留資格「特定技能」を有する外国人材に関する制度の適正な実施のための基本的枠組みに関する協力覚書（MOC）の署名が行われた。

フィリピン、ネパール、カンボジア、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン

³ IOM：International Organization for Migration



「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」
(10月31日、東京)

7月には、災害時における情報連絡体制、在京大使館などとの連携強化を一層図っていくため、東京都と共催で、在京大使館などに向け防災施策説明会を実施した。

2 国際社会で活躍する日本人

(1) 国際機関で活躍する日本人

国際機関は、国際社会共通の利益のために設立された組織である。世界中の人々が平和に暮らし、繁栄を享受できる環境作りのために、様々な国籍の職員が集まり、それぞれの能力や特性をいかして活動している。紛争予防・平和構築、持続可能な開発、食糧、エネルギー、気候変動、防災、保健、教育、労働、人権・人道、ジェンダーの平等など、それぞれの国が一国では解決することのできない地球規模の課題に対応するため、多くの国際機関が活動している。

国際機関が業務を円滑に遂行し、国際社会から期待される役割を十分に果たしていくためには、専門知識を有し、世界全体の利益に貢献する能力と情熱を兼ね備えた優秀な人材が必要である。日本は、これら国際機関の加盟国として政策的貢献を行うほか、分担金や拠出金を通じた財政的貢献を行っている。また、日本人職員の活躍も広い意味での日本の貢献と言える。

現在、約880人の日本人が専門職職員として世界各国にある国連関係機関で活躍している。日本人職員数は増加基調にあるが、他の

G7各国の職員はいずれも1,000人を超えていることを踏まえると、まだ十分ではない。

日本政府は2025年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする目標を掲げており、その達成に向けて、外務省は、大学や関係府省庁、団体などと連携しつつ、世界を舞台に活躍・貢献できる人材の発掘・育成・支援を積極的に実施している。その取組の一環として、国際機関の正規職員を志望する若手の日本人を原則2年間、国際機関に職員として派遣し、派遣後の正規採用を目指すジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）の派遣制度や、将来の幹部候補となり得る中堅以上の日本人の派遣制度がある（312ページ 資料編参照）。これらを通じて日本人職員を増やしていくことに加え、日本人職員の採用・昇進に向けた国際機関との協議や情報収集にも取り組んでいる。

国際機関を志望する日本人候補者に対しては、ホームページやメーリングリスト、ソーシャルメディア（フェイスブック及びツイッター）を活用して、国際機関ポストの空席情報などの有用な情報を随時提供しているほか、応募に関する支援にも力を入れている。国際機関で働く魅力や就職方法を説明するガイダンスを国内外で開催したり、国際機関の幹部職員や人事担当者が訪日して行う就職説明会を実施したりするなど、広報に努めている（外務省国際機関人事センター ウェブサイト参照⁴）。

より多くの優秀な日本人が国際機関で活躍することによって、顔の見える形で国際社会における日本のプレゼンスが一層強化されることが期待される。各日本人職員が担当する分野や事項、また、赴任地も様々であるが、国際社会が直面する諸課題の解決という目標は共通している（270ページ コラム参照）。

また、日本人職員には、国際機関と出身国との「橋渡し役」も期待される。例えば、8月に、日本が国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アフリカ連合委員会（AUC）と共催した

4 外務省国際機関人事センターウェブサイト：<https://www.mofa-irc.go.jp/>



国連関係機関の国別職員数（専門職以上）

(2018年12月31日現在)



(注1) 本表は、任期1年以上の国際専門職以上の職員数。
 (注2) %は職員総数（38,713）に占める割合を示す。

出典：国連資料（CEB/2019/HLCM/HR/17）を基に外務省が作成

世界で活躍する日本人

加藤真理子

国連児童基金（UNICEF）
 キルギス共和国事務所 教育担当官

私の業務は、キルギスの教育科学省及び教育に携わるステークホルダー（関係者）と協力して、キルギスの教育システム強化のための事業をマネジメントすることです。現在は、多言語教育、公民教育、防災教育、ジェンダー主流化などの分野を担当しています。



ロシア語・キルギス語・タジク語での多言語教育を実践するパイロット（試験）校の教員と（筆者前列中央）

田島大基

国連世界食糧計画（WFP）
 在ケニア東アフリカ地域事務所 予算担当官

私が勤務するWFPケニア地域事務所・予算部門は、南スーダン、ルワンダなど東アフリカ地域8か国におけるWFPの活動の資源管理を統括しています。財務、会計の専門性をいかしながら、一歩でも「飢餓ゼロ」の目標に近づけるよう、各国から集う情熱的な仲間たちと日々奮闘しています。



6月7日の「世界食品安全デー（World Food Safety Day）」では、WFPの同僚らと同じポロシャツを着て、サプライチェーンにおける食品安全の重要性を訴えました。（筆者右端）

第7回アフリカ開発会議（TICAD7）を成功裏に実施するに当たり、日本と国際機関双方の立場や仕事の進め方を理解している日本人職員が重要な役割を果たした。このように、日本が重視する外交課題の推進の観点からも、国際機関における日本人職員の存在は極めて重要な意味を持っている。

さらに、国際機関において職務経験を積み、

世界を舞台に活躍できるグローバル人材が増加することは、日本の人的資源を豊かにすることにもつながり、日本の発展にも寄与する。

今後も外務省は、地球規模課題の解決に貢献できる高い志と熱意を持った優秀な日本人が一人でも多く国際機関で活躍できるよう、より積極的に国際機関における日本人職員の増強施策に取り組んでいく。

国連の舞台を支えてきた方々の声 飢餓のない平和な世界を目指して

国連世界食糧計画（WFP）ニューヨーク事務所長 牛山浩子

2020年は国連が創設されて75周年となります。私は、物心がついた頃から“United Nations”の理想に憧れていました。それは、国々がお互いの違いを乗り越え、理解し、尊重し合いながら国境を越える難問を解決するというものです。25年以上前、「国連に入るので辞めます」と当時勤めていた証券会社の同期に言ったら、「国連のほかにも貢献の仕方があるから考え直せ」と注意されたことを今でも鮮明に憶えています。

私はこれまで、ニューヨークの国連本部、バンコクのアジア太平洋経済社会委員会、そして様々な国のWFPの事務所で働いてきました。WFPは現場中心であり、WFPでの勤務が一番長くなりますが、平均で3、4年ごとに新しい国で違う仕事をしているので、毎日が新鮮です。

WFPは主に紛争、自然災害、貧困や不景気のため毎日の食料が足りない国で、食料支援を中心とした人道支援業務を行っています。危険な場所で働くことも多く、きつい時もたくさんあるので、体力的にも精神的にもタフになっていきます。また、いつでも電気や水道を使えること、そして子供が子供らしくいられることなど、日本では当たり前だと思うことをとても有り難いと感じることができます。例えば、1990年代、石とホコリだらけのケニアの乾燥地帯で働いた時には、1日の汚れを落とすことができるお湯があることに感謝しました。たとえ小さなタライ一杯だけでも、ぬるくても、虫がプカプカ浮いていても。また、3年前まで働いていたマラウイでは停電がしょっちゅうで、ひどい時には自宅で1日に4、5時間しか電気がない毎日が続きました。

私たちは、今日の前に迫る問題と将来的な課題を同時に解決しなければなりません。マラウイで、気候変動、穀物の不作、インフレなど様々な要素が混ざり、歴史的な食料不足が発生した際には、数か月にわたり週末を削って仕事をして、恐れていた深刻な飢餓の発生を防ぐことができました。貧しさのため小学校に行けず、家計を助けるため家の手伝いをする子供たちのために、学校給食を届けるといった仕事もしました。また、将来的にレジリエントな（困難な状況にも柔軟に対応できる）村、地域、国を作るため、政策の立案、マルチセクター（多方面の関係部門）へのアプローチ、投資のための中央政府と地方政府との連携への協力、村人たちへのプロジェクト参加の呼びかけとキャパシティ・ビルディング（能力構築）支援などにも力を入れて取り組んできました。

「平和ぼけ」という言葉を日本で初めて聞いた時は大変驚いたのですが、今も世界の各地で戦争が行われ、平和の訪れを待ち望んでいる人たちがたくさんいます。終わりが見えない戦争だけでなく、自然災害を加速させる温暖化、環境汚染など色々な課題が増えています。WFPの同僚たちはイエメンやシリアといった紛争地帯でも任務に励んでいます。私たちは世界中で大規模な緊急人道支援を5、6件同時に掛け持ちしているような状況です。残念ながら、これは25年前、いや10年前でさえ考えられなかったシナリオです。人類、そして、かけがえのない地球が、持続可能な平和や繁栄を享受できるよう、国連はこれまで以上に活躍が求められています。

国連はみんなの国連。世界への好奇心や国際社会に貢献したい気持ち、グローバルな問題を解決するための情熱と能力を持つあなた—国連に入りませんか？ ちょっとのことではへこたれない前向きなあなた—我々のパートナーになりませんか？



マラウイでの給食プログラム実施校で小学生に話しかける筆者（右手前）



マラウイのコミュニティ・レジリエンス・プログラムでの植樹の様子（筆者中央）

国連の舞台を支えてきた方々の声 調達権限と責任

国連事務局管理局総務サービス部調達課チーフ 三井清弘

大学を卒業後、総合商社に勤務していた私が国際機関で働くことになったきっかけは、外務省のジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）制度でした。JPOとして1988年9月から2年ほど、国連開発計画（UNDP）のトリニダード・トバゴの事務所に派遣され、様々な国連機関が実施するプロジェクトの管理・調整を同国政府と協働して行う業務に就き、主に国連工業開発機関（UNIDO）のプロジェクト管理業務をしていました。JPOの任期終了後は、UNIDOのウィーン本部で総務部長室に勤務し、1991年9月、空席広告でニューヨークの国連事務局調達課に採用されて以来、国連事務局の様々なプログラム・プロジェクトや平和維持活動（PKO）を支える調達活動に従事しています。平和維持活動で必要とされる通信機器、車両、海上・航空輸送サービス、配給食糧、燃料のほか、国連本部で必要とされる様々なサービス、本部改修プロジェクトなど幅広い分野の調達活動に関わってきました。



民間企業では企業の利益を追求することが求められましたが、国連の調達活動では、国際社会が国連の活動を通じて追求する共通の目的や大義に、調達という側面から貢献することになります。国連の活動の円滑な運営に必要な物資やサービスを供給する外部の契約先を、公正で透明性を確保した競争入札の原則に基づき、適正なコストで確保することで国連の活動を支えているのです。調達官には個々に調達権限が付与されており、付与された権限の範囲内の契約金額であれば、国連の調達規則やルールにのっとり入札により契約先を決定し、調達官の裁量で契約を締結することができます。その権限を付与されるには職業倫理も含めたトレーニングを受ける必要がありますし、調達に関与する全ての職員は個人の利益が国連の利害と相反しないよう、毎年資産公開をすることが義務付けられています。

国連の調達担当者として常に意識をしなければならない言葉があります。Fiduciary Responsibilityという言葉です。受託者責任と訳すのでしょうか。調達官が契約をするに当たって予算決定過程で使用目的が承認された資金を使用するのですが、その資金は加盟国の分担金が原資となっています。調達活動においてはその資金が適切に支出されるように契約を締結する責任があるのです。その資金には世界の最貧国が分担した資金も含まれていることに思いを馳せる時、この責任をとりわけ重く感じます。国連の資金を支出することになる契約先を、調達活動を通じて決定する権限を委ねられた者として、常に与えられた権限と責任を意識して業務に当たらねばならないと自戒するようにしています。（本稿は個人の意見を表明したものであり、必ずしも国際連合の意見や立場を反映するものではありません。）



成都（中国）での企業向けビジネスセミナーで、国連側の参加者と打ち合わせする筆者（右）

(2) 非政府組織 (NGO) の活躍

ア 開発協力分野

開発協力活動に携わる日本のNGOの多くは、貧困や自然災害、地域紛争など様々な課題を抱える開発途上国・地域で、草の根レベルで現地のニーズを把握し、機動的できめ細かい支援を実施している。政府以外の主体の力をいかし、オールジャパンでの外交を展開する観点から、開発途上国などに対する支援活動の担い手として、開発協力においてNGOが果たし得る役割は大きく増している。

外務省は、日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に対する無償の資金協力（「日本NGO連携無償資金協力」）によりNGOを通じた政府開発援助（ODA）を積極的に行っており、事業の分野も保健・医療・衛生（母子保健、結核・HIV/エイズ対策、水・衛生など）、農村開発（農業の環境整備・技術向上など）、障害者支援（職業訓練・就労支援、子供用車椅子供与など）、教育（学校建設など）、防災、地雷・不発弾処理など、幅広いものとなっている。2019年は、日本の55のNGOが、アジア、アフリカ、中東など34か国・地域で95件の日本NGO連携無償資金協力事業を実施した（273ページ コラム参照）。さらに、NGOの事業実施能力や専門性の向上、NGOの事業促進に資する活動支援を目的とする補助金（「NGO事業補助金」）を交付している。

また、政府、NGO、経済界との協力や連携により、大規模自然災害や紛争発生時に、より効果的かつ迅速に緊急人道支援活動を行うことを目的として2000年に設立されたジャパン・プラットフォーム（JPF）には、2019年12月末現在、43のNGOが加盟している。JPFは、2019年には、アフリカ南部サイクロン被災者支援、ネパール水害被災者支援、ベネズエラ避難民支援プログラムなどを立ち上げたほか、ミャンマー、南スーダン、ウガンダ、シリア、イラク及びその周辺国における難民・国内避難民支援を実施した。

このように、開発協力の分野において重要な役割を担っているNGOを開発協力のパート



JPF事業「ミャンマー避難民人道支援」：(特活) 難民を助ける会によるコックスバザール避難民キャンプ（バングラデシュ）の水衛生環境改善事業（© (特活) 難民を助ける会）

ナーとして位置付け、NGOがその活動基盤を強化して更に活躍できるよう、外務省と国際協力機構（JICA）は、NGOの能力強化、専門性向上、人材育成などを目的として、様々な施策を通じてNGOの活動を側面から支援している（2019年、外務省は、「NGO相談員制度」、「NGOスタディ・プログラム」、「NGOインターン・プログラム」及び「NGO研究会」の4事業を実施）。

さらに、2019年も引き続きNGOとの対話・連携を促進するため、「NGO・外務省定期協議会」として全体会議のほか、ODA政策について協議するODA政策協議会や、NGO支援や連携策について協議する連携推進委員会を開催した。また、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組についても、SDGs推進円卓会議などでNGOを含め多様なステークホルダーとの意見交換を行いながら取り組んでいる。

イ そのほかの主要外交分野での連携

外務省は、開発協力分野以外でも、NGOと連携している。例えば、2019年3月に開催された第63回国連女性の地位委員会（CSW）で、田中由美子氏（城西国際大学 招聘教授）が日本代表を務めたほか、NGO関係者が政府代表団の一員となり積極的に議論に参加した。また、第74回国連総会では、宮崎あかね氏（日本女子大学教授）が政府代表顧問として人権・社会分野を扱う第3委員会に参加した。さらに、人権に関する諸条約に基づいて提出する政府報告や第三国定住難民事業、国連安保理決議

column
コラム

日本NGO連携無償資金協力をいかし、より多くの人々に安全な水を

認定特定非営利活動法人 ホープ・インターナショナル開発機構 木下香奈子・ンジャイさおり

近年、NGOと外務省は、お互いの強みをいかしたより良い「パートナーシップ」が構築されるよう、両者間の協議の場を多く設けるようになりました。当団体は、世界の極貧層の人々への自立支援を行っていますが、外務省との連携を通じ、より広い支援を実現してきました。

当団体は、2005年からエチオピア南部の農村地域（僻地）で、現地住民が貧困から抜け出すために不可欠な安全な水の供給と保健衛生教育に焦点を置いた事業を実施しています。過去に外務省の日本NGO連携無償資金協力を得た年の裨益者数は、ファンドレイジング（資金調達）による自己資金のみで実施した年のおよそ10倍になったこともありました。これと同等の巨額な事業費を支援者からの寄付金や事業収入でファンドレイズすることは極めて困難ですが、当団体の培った現地での知見と外務省のスキームを活かすことで、より多くの人々に安全な水を供給することが可能となりました。

現在、日本NGO連携無償資金協力の下で実施している事業は、エチオピア南部のボンケ地区3郡を事業地として、3年間で住民1万2,000人に安全な水を届ける計画です。長期間にわたり安全な水を供給できるよう、水供給システムは現地の地形に合わせ、重力のみで水源から給水所へ水を届けます。また、住民の健康を守る大切な要素として、トイレの利用促進や手洗いなどの基本的な衛生教育も現地住民から選ばれたコミュニティー保健委員を中心に地道に進めています。

事業地は標高3,000mの僻地にあり、悪路（泥の山道）を通るため4WDの車でも近隣都市から4時間程かかります。他団体からの支援も届いておらず、住民たちは安全な水の供給を心待ちにしています。しかし彼らのニーズを充てがうだけの事業では、自分たちの力で問題を解決しようという気持ちが生まれず要求ばかりが高まってしまいます。尊厳ある生活を営むためにも自らの手で問題を解決し、恒久的に貧困の連鎖から抜け出せるよう、「支援の届いていない人々の自立への道筋を支援すること」が当団体の事業の根幹です。そのために、「住民のオーナーシップ」を重視しています。具体的には事業開始前の事業地までの道路整備、資材運搬等の単純労働などを現地住民に任せることで、当事者意識が育まれるようにしています。さらに、給水所の利用者が自ら資材と労力を出し合って給水所の防護柵と鍵を設置したり、給水所利用規約を住民全体集会で決定するなどの取組を通じて事業のサステナビリティ（持続可能性）を担保しています。

2019年10月には、ボンケ地区3郡のうち2郡において、水供給システム（簡易水道設備）が完成しました。同事業により6,636人の村人に安全な水が届いただけでなく、保健衛生知識が向上し水の扱い方、トイレの利用や手洗いなど生活習慣に変化が見られ、下痢症などの疾病率が減少し始めています。また水汲み作業が軽減されたことにより、子どもが学校へ通い、女性が収入向上のための活動に取り組むための環境も整えられつつあります。

同地で開催された本水供給システムの「引き渡し式」には、在エチオピア日本国大使館の松永大使が参加しました。槍を持ち正装した村人は「Thank you people of Japan」という紙を掲げ待っていてくれました。彼らの感謝の気持ちを数値で表すことはできませんが、私たちの胸を震わせます。より多くの日本人たちにこの変化を伝えていくことも私たちの役割です。技術革新が進み、ビジネス的な要素を含む支援も多くなる中、安全な水すら手に入れない状況にある人々を支援することの重要性を今後も伝え続けていきたいです。



グローバルフェスタ入賞写真
安全な水の供給を喜ぶ子供たち



「Thank you people of Japan」と書かれた紙を掲げる正装したボンケ地区の村人



C20 代表による表敬を受ける安倍総理大臣
(4月18日、東京 写真提供：内閣広報室)

第1325号及び関連決議に基づく女性・平和・安全保障に関する行動計画などについても、日本政府はNGO関係者や有識者を含む市民社会との対話を行っている。

また、軍縮分野においても、日本のNGOは存在感を高めている。外務省はNGOと積極的に連携してきており、例えば、通常兵器の分野では、地雷・不発弾被害国での地雷や不発弾の除去、危険回避教育プロジェクトの実施に際して、NGOと協力している。

さらに、核軍縮の分野でも、様々なNGOや有識者と対話を行っており、「非核特使」及び「ユース非核特使」の委嘱事業などを通じて、被爆者などが世界各地で核兵器使用の惨禍の実情を伝えるためのNGOなどの活動を後押ししている。2019年12月までに、101件延べ299人が非核特使として、また、35件延べ405人がユース非核特使として世界各地に派遣されている。

国際組織犯罪対策では、特に人身取引の分野において、NGOなどの市民社会との連携が不可欠であるとの認識の下、政府は、近年の人身取引被害の傾向の把握や、それらに適切に対処するための措置について検討すべく、NGOなどとの意見交換を積極的に行っている。

とりわけG20においては、政府とは別に、市民社会によるC20 (Civil 20) がエンゲージメントグループ (国際社会での活動にかかわる関係者により形成された、政府とは独立した団体) の一つとして立ち上がった。4月には、東京においてC20サミットが開催され、G20大

阪サミットの主要課題について市民社会の視点から幅広い議論が行われるとともに、C20代表者がG20議長を務めた安倍総理大臣を表敬して「G20に向けた世界市民の政策提言書」を手交した。

(3) JICA海外協力隊・専門家など

JICA海外協力隊派遣は、技術・知識・経験などを有する20歳から69歳までの国民が、開発途上国の地域住民と共に生活し、働き、相互理解を図りながら、その地域の経済及び社会の発展に協力・支援することを目的とするJICAの事業である。本事業が発足した1965年以降、累計で98か国に5万4,106人の隊員を派遣し (2019年12月末現在)、計画・行政、商業・観光、公共・公益事業、人的資源、農林水産、保健・医療、鉱工業、社会福祉、エネルギーを含む10分野、約200職種にわたる協力を展開している。

帰国した協力隊参加者は、その経験を教育や地域活動の現場、民間企業などで共有するなど、社会への還元を進めており、日本ならではの国民参加による活動は、受入国を始め、国内外から高い評価と期待を得ている。

協力隊としての経験は、グローバルに活躍できる人材としての参加者個人の成長にもつながり得る。このため、政府はこうした人材育成の機会を必要とする企業や自治体・大学と連携して、職員や教員・学生を開発途上国に派遣するなど、参加者の裾野の拡大に向けた取組を進めている。例えば、主に事業の国際展開を目指す中小企業などの民間企業のニーズにも応えるプログラムとして、JICA海外協力隊 (民間連携) を2012年度から実施している。また、帰国した隊員の就職支援など、活動経験の社会還元に向けた環境整備を積極的に行っている。帰国した隊員の中には被災自治体で活躍している者、元隊員同士で協力して派遣国への支援を続ける者、国際機関などで活躍する者など、国内外の幅広い分野で活躍している者も多い。

なお、本事業は2018年秋に制度見直しを行い、年齢による区分 (青年・シニア) を、一定

以上の経験・技能などの要否による区分に変更した。

JICA専門家派遣は、専門的な知識、知見、技術や経験を有した人材を開発途上国の政府機関や協力の現場などに派遣し、相手国政府の行政官や技術者に対して高度な政策提言や必要な技術及び知識を伝えるとともに、協働して現地に適合する技術や制度の開発、啓発や普及を行う事業である。専門家は、開発途上国の人々が直面する開発課題に自ら対処するための総合的な能力向上を目指し、地域性や歴史的背景、言語などを考慮して活動している。

2018年度は新規に9,874人の専門家を派遣し、活動対象は119か国・地域に及ぶ。保健・医療や水・衛生といったベーシック・ヒューマン・ニーズ（人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの）を満たすための分野や、法制度整備や都市計画の策定などの社会経済の発展に寄与する分野など、幅広い分野で活動しており、開発途上国の経済及び社会の発展と信頼関係の醸成に寄与している。



フィジーで栄養指導を行う栄養士隊員（写真提供：JICA）



マダガスカル農業省カウンターパートと市場調査を行う専門家（写真提供：JICA）

3 地方自治体などとの連携

外務省は、内閣の最重要課題の一つである地方創生に積極的に取り組み、地方との連携による総合的な外交力を強化するための施策を展開している。

日本国内では、外務大臣が各都道府県知事と共催し、各国の駐日外交団や商工会議所・観光関係者などを外務省の施設である飯倉公館に招き、レセプションの開催やブースでの展示を通じて地方の多様な魅力を内外に広く発信する地方創生支援事業を展開している。2019年は、鹿児島県（1月）、愛媛県（2月）、長崎県（3月）、宮崎県（11月）、奈良県（12月）とレセプションを共催した。いずれも約200人から250人の関係者が出席する盛況であり、各都道府県の観光、食材、伝統工芸品などの広報に加え、鹿児島県からは「奄美の三味線と踊り」、愛媛県からは「久万山五神太鼓」、長崎県からは「龍踊り」、宮崎県からは「神楽高千穂の夜」、奈良県からは「雅楽」のパフォーマンスが行われるなど、各県が持つ様々な魅力が広く発信され、駐日外交団などの参加者と共催自治体との間で更なる交流・連携促進につながる機会と



鹿児島県知事との共催レセプションでの着物着付体験の様子（1月30日、東京・外務省飯倉公館）



愛媛県知事との共催レセプションの様子
(2月19日、東京・外務省飯倉公館)



宮崎県知事との共催レセプションでの鏡開きの様子
(11月8日、東京・外務省飯倉公館)



長崎県知事との共催レセプションでのステージパフォーマンス
(3月25日、東京・外務省飯倉公館)



奈良県知事との共催レセプションでの大和牛（奈良県特産品）ブースの様子
(12月11日、東京・外務省飯倉公館)

なった。

また、外務省と複数の自治体が協力して、各国の駐日外交団や商工会議所、観光関連企業などの関係者に対して各地域の産業、観光、投資、企業誘致などの特徴や利点・魅力を発信する「地域の魅力発信セミナー」を実施した。6月のセミナーには埼玉県秩父市、大阪府堺市、京都府京丹後市、富山県立山町が参加し、プレゼンテーションを通じた地域の魅力発信や、参加者との交流会において各地域の特産品や観光の紹介、伝統文化の実演やブースの出展が行われた。セミナーに参加した外交団などからは、東京に居ながらにして地方の魅力を直接体験できる貴重な場であるとして好評を得て、地方自治体と外交団などの外国関連団体関係者とのネットワークづくりの促進にもつながった。

また、外務省と地方自治体などとの共催で、各地方が誇る文化・産業施設などの魅力を現地で直接体験してもらうことを目的に駐日外交団が参加する「地方視察ツアー」を、福島県（1



地域の魅力発信セミナー 交流会における富山県立山町の和紙と墨を使った制作体験の様子（6月4日、東京）

月）、茨城県（2月）、福岡県飯塚市（4月）、千葉県千葉市（7月）、山口県萩市（9月）、鹿児島県（11月）で実施し、延べ110余りの国・機関の駐日外交団から約130人が参加した。各国大使を始めとする外交団は、地域が誇る景勝地や地域の文化・産業施設などに直接足を運ぶことで、各地域のあふれる魅力を堪能した。福島県については、2011年の東日本大震災から約8年を経た復興への取組について、理



地方視察ツアー ワンダーファームで取れたてのミニトマトを試食
(1月15日～16日、福島県)



地方視察ツアー ウェザーニュース訪問 (7月10日、千葉県千葉市)



地方視察ツアー 弘道館訪問 (2月22日、茨城県)



地方視察ツアー 萩市長によるプレゼンテーション
(9月26日～27日、山口県萩市)



地方視察ツアー 嘉穂劇場訪問 (4月22日～23日、福岡県飯塚市)



地方視察ツアー カンパチ養殖場視察 (11月14日～15日、鹿児島県)

解を深める機会となった。ツアーをきっかけに参加国との交流・連携が始まった自治体や、参加外交団とのつながりを活用して同地域への来訪者増加を目指す自治体も出てきている。

さらに、外務省では地方自治体に対し、最新の外交政策などに関する説明や意見交換の場を積極的に提供している。その一環として「地方連携フォーラム」を1月に開催した。第1部の外交政策説明会では外務省幹部による「第7回

アフリカ開発会議 (TICAD7) に向けて「ビジネスと国際交流の新たなフロンティア」、「ホストタウン推進の取組に関する説明」について講演を実施し、第2部の分科会では「外国プレス・ソーシャルメディアを活用した対発信—地方から世界へ—」、「外国人観光客で地域を活性化—ガストロノミーツーリズム—」、「グローバル化に向けたSDGsの取組」、「地方の伝統芸能・工芸品の魅力を世界へ—多様な発信方法—」



地域の魅力海外発信支援事業 日本料理店での日本産米フェア
(1月、中国・北京、上海)



地域の魅力発信プロジェクト 在ニューヨーク日本国総領事公邸における焼酎・泡盛紹介セミナー (2月11日、米国・ニューヨーク)



地域の魅力海外発信支援事業 スペシャルセレモニー
(3月、ロシア・モスクワ)

のテーマで意見交換が行われ、その後の意見交換会では駐日外交団なども参加し、自治体職員との間で活発な意見交換が行われた。

海外では、東日本大震災後の国際的風評被害対策として、輸入規制及び渡航制限の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として地方の魅力発信、県産品の輸出促進、観光促進などを支援する総合的な広報事業である「地域の魅力海外発信支援事業」を北京・上海（1月）、モスクワ（3月）、北京など中国各地（11月から12月）でそれぞれ実施した。

北京・上海では、イベントや試食会の開催を通じた日本産米などの日本産品の魅力の発信、日本料理店などでの日本産米実体験を実施し、計15の日本の地方自治体が参加した。また、3月のモスクワの事業では地域の魅力ある産品や観光資源の理解促進と消費拡大を目的とした広報イベント「桜×祭」を開催し、2日間で約

2万人が来場した。イベントには15の自治体が出展し特産品などを紹介したほか、各地を代表するパフォーマンスが披露された。11月から12月の中国各地の事業では、小売店、EC（電子商取引）、日本料理店などが主催する日本産品の広報販促イベントや日本料理のフェアを「連携事業」として実施し、11の自治体が連携事業者と共同して参加した。

また、在外公館施設を活用して自治体が地方の魅力を発信することを通じて、地場産業や地域経済の発展を図るための支援策である「地方の魅力発信プロジェクト」をアジア、北米及び欧州地域において計10件実施した。

このほか、外務省では様々な取組を通じて日本と海外の間の姉妹都市交流や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流を始めとする日本の地方自治体と海外との間の交流を支援している。具体的には、在外公館長や館員が海外の姉妹都市提携先を訪問して、国際交流・経済交流関係担当幹部などと意見交換を行ったり、在外公館長の赴任前や一時帰国の際に地方都市を訪問し、姉妹都市交流やホストタウン交流に関する意見交換や講演を行ったりすることで、地方の国際化を後押ししている。加えて、日本の自治体と姉妹都市提携を希望している海外の都市などがある場合は、都道府県及び政令指定都市などに情報提供するとともに、外務省ホームページの「グローバル外交ネット」で広報するなどの側面支援を

行っている⁵（コラム参照）。

また、各地の日本産酒類（日本酒、日本ワイン、焼酎・泡盛など）の海外普及促進の一環として、各在外公館における任国要人や外交団との会食で日本産酒類を提供したり、天皇誕生日祝賀レセプション等の大規模な行事の際に日本酒で乾杯をするなど日本産酒類の積極的な紹介を行うなど、日本酒を始めとする日本産酒類の宣伝に積極的に取り組んでいる（237ページ特集参照）。

さらに、開発途上国の急速な経済開発に伴い

ニーズが急増している水処理、廃棄物処理、都市交通、公害対策などについて、ODAを活用して日本の地方自治体の経験やノウハウ、また、これを支える各地域の中小企業の優れた技術や製品も活用した開発協力を進めるとともに、そうした途上国の開発ニーズと企業の製品・技術とのマッチングを進めるための支援を実施している。これらの取組は、地元企業の国際展開やグローバル人材育成、日本方式のインフラ輸出にも寄与し、ひいては地域経済・日本経済全体の活性化にもつながっている。

column
コラム

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 ～ホストタウンでつながる日本の地方と世界～

お …… オールジャパンで
も …… 盛り上がる！！
て …… 手と手を取り合う距離感で
な …… 仲良く選手と交流、ホストタウン
し …… 市民も主役、東京大会



遡ること7年。オリンピック・パラリンピック大会開催地招致時に世界の人々の期待を一気に高めた言葉、「おもてなし」。記憶に残っている方も多いことでしょう。2019年9月、韓国で行われた試合の帰途、台風の影響で成田空港に足止めになったニカラグアの野球選手をホストタウンの群馬県甘楽町^{かんらまち}が温かく迎え入れました。これはまさにホストタウンのおもてなしを体現する出来事でした。

ホストタウン^{イコール} = 公認キャンプ地とイメージする方も多いと思いますが、東京大会のホストタウンは、独自の取組として、大会出場選手との交流、大会出場国・地域の市民との交流、日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流が登録要件となっており、選手の事前キャンプ地とはならない地方自治体もホストタウンとなって、出場国・地域の応援団として交流を深めることができます。この東京大会のホストタウンにおける交流の取組は、2019年12月の国連総会で全会一致で採択された「オリンピック休戦決議」^{*}においても「ホストタウン・イニシアチブ」として明記されました。

ホストタウンとして活動する地方自治体は492ありますが（相手国・地域は169。2020年3月末時点）、その交流のきっかけは、これまでの姉妹都市交流でお互いをよく知っているもの、今回初めてご縁があったもの、東日本大震災で支援してくれた国・地域に対し復興した姿を見せたいというものなど、千差万別です。中には、ハイチ（公用語のフランス語では「アイチ」と発音）とアイチ（愛知）県^{こうたちょう}（幸田町）という言葉の響きが縁で結びついた例もあります。

5 2019年12月現在日本との姉妹提携数（都道府県、市区町村含む。）が多い国は、多い順に米国（455件）、中国（370件）、韓国（163件）、オーストラリア（108件）、カナダ（71件）など（一般財団法人自治体国際化協会による集計、同協会ホームページ<http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/countries/> 参照）



交流活動は、相手国・地域の選手や市民の皆様が訪日した機会を捉え、地域が誇る伝統芸能や食文化を紹介したり、小中高生同士での交流を深めたりと様々です。

また、世界各国のパラリンピアンとの交流をきっかけに、地域の共生社会の実現を目指す取組を展開するホストタウンや、今後外国人の増加が見込まれる地域社会の未来に向けて、将来を担う子供たちが世界に開かれた視点を持って多文化社会に適応できるよう積極的に交流を推進するホストタウンもあります。

「ホストタウン事業に携わることでコミュニケーション力がついた。相手国の言葉を覚えて、自分が住む町や日本文化の魅力を伝えたい。」

「言葉が通じなくても気持ちを通わせて交流できる。相手を尊重し理解する姿勢は壁を超える。」

ホストタウン交流に主体的に関わる学生や子供たちからはこうした頼もしい声が聞こえてきます。

このような交流が、地域の活性化や、相手国・地域との関係強化といった将来につながる遺産（レガシー）となることが期待されています。

既に、日本の数多くのホストタウンが、おもてなしの精神で外国の選手や市民の皆様を大切にお迎えし、多種多様な活動を展開しています。

「自国選手が東京大会で最高のパフォーマンスを発揮するために応援してくれるサポーターがこんなにも多いことに感動した。」ある国の駐日大使の言葉です。

ホストタウンの取組が、2020年を超えて大会後も末永く続くことを心から願ってやみません。



第7回アフリカ開発会議（TICAD7）サイドイベントで、アフリカ諸国のホストタウンとなった自治体の子供たちが相手国へ温かいメッセージを発信
（8月30日、横浜 写真提供：内閣官房）



阿波踊りに参加するカンボジア水泳選手
（8月12日 写真提供：徳島県）

※ オリンピック休戦決議：1994年のリレハンメル冬季大会以降採択されてきた国連総会議で、オリンピック開催の7日前からパラリンピック後7日間の期間、世界での休戦を求めるもの。2019年12月に日本が国連総会に提出した休戦決議には、2020年東京大会独自の部分として、大会のコンセプト、平和への貢献などとともに、「ホストタウン・イチシアチブ」が含まれている。